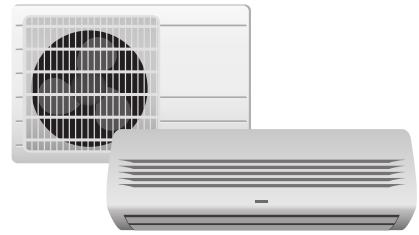


事業所の  
皆さまへ

# フロン排出抑制法の 遵守をお願いします



## 【フロン排出抑制法とは】

平成27年4月1日より「フロン排出抑制法」が施行されました。

同法は、業務用エアコンや冷凍・冷蔵機のうち、冷媒としてフロン類が使用されている機器（第一種特定製品）の管理者（使用者など）を対象に、フロン類の「使用の合理化（フロン類の使用抑制）」や「管理の適正化」のための判断基準について遵守を求める内容となっています。

## 【対象となる機器】

業務用エアコン・冷凍空調機器（第一種特定製品）

## 【法律で定められている必要なこと】

利用されている事業所については、下記の点検、適切な場所への設置、フロン類漏えい発見時の対応、点検等の履歴の保存など、同法の適正な施行についてご協力をお願いします。

- ・簡易点検～すべての第一種特定製品を対象とした、目視などの簡易的な点検の実施（3か月に1回以上）
- ・定期点検～一定の第一種特定製品について、専門知識を有する者による定期的な点検の実施

| 機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力 | 定期点検の頻度 |
|----------------------|---------|
| 7.5kW以上の冷凍冷蔵機器       | 1年に1回以上 |
| 50kW以上のエアコン          | 1年に1回以上 |
| 7.5kW以上50kW未満のエアコン   | 3年に1回以上 |

## 【出前説明会講座を開催しています】

北海道庁では、事業者等が参加する各種会合などで、同法制度の説明会として「出前説明会講座」を開催していますので、要望がある場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

## 【問い合わせ先】

北海道環境生活部環境局低炭素社会推進室 計画推進グループ ☎011-204-5190(直通)

## 消防本部からの お知らせ

カセットコンロ・ガスコンロ等を正しく使用していますか？使用する前に以下のことを確認し、安全に使用してください。

- ①カセットコンロをおおうような大きな調理器具は使用しないでください。
- ②クッキングヒーターや焼き物器など、他の熱源の上や近くに、カセットコンロ・ボンベを置かないでください。
- ③セラミック付き焼き網は使用しないでください。
- ④ストーブやファンヒーターの近くなど、高温になる場所にカセットコンロ・ボンベを置かないでください。
- ⑤カセットコンロを2台以上並べて使用しないでください。
- ⑥炭の火おこしは危険ですのでおやめください。
- ⑦調理中は決してその場を離れないでください。離れる際は、火を消してください。

## 【問い合わせ先】

- ・八雲消防署予防第1・2係 ☎0137-63-2686
- ・熊石消防署予防係 ☎01398-2-3393

## 相 談

## 函館弁護士会による 無料法律相談

2月10日(金)、24日(金)  
午後1時～4時(相談30分)  
※午後3時までに新たな受付がない場合は終了する場合があります。

※予約制・先着順

## 【会場】はぴあ八雲 【問い合わせ先】 函館弁護士会

☎0138-41-0232

